

旭川医科大学における大型設備の調達に係る仕様策定等に関する取扱要項の運用に関する申合せの一部を改正する申合せを次のように定める。

(令和6年11月22日学長裁定)

旭川医科大学における大型設備の調達に係る仕様策定等に関する取扱要項の運用に関する申合せの一部を改正する申合せ

旭川医科大学における大型設備の調達に係る仕様策定等に関する取扱要項の運用に関する申合せ(平成16年4月1日学長裁定)の一部について、下表右欄(「現行」欄)を同表左欄(「改正後」欄)のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す

改正後	現行
<p>1 要項第2第2項に規定する委員会は、次に掲げる委員をもって構成するものとする。</p> <p>(1) 教育研究及び診療上の設備を調達する場合</p> <p>イ 供用部署の長又はこれに準ずる者</p> <p>ロ 供用部署以外の教授又は准教授のうちから 3人以上</p> <p>ハ 事務局次長, 課長, 課長補佐等のうちから 1人以上</p> <p>ニ その他学長が必要と認めた者</p> <p>(2) 上記以外の設備を調達する場合</p> <p>イ 供用部署の長又はこれに準ずる者</p> <p>ロ 供用部署以外の<u>教授, 准教授又は専門的な知識を有すると認められる者</u>のうちから 1人以上</p> <p>ハ 事務局次長, 課長, 課長補佐等のうちから 3人以上</p> <p>ニ その他学長が必要と認めた者</p> <p>2 (略)</p> <p>附 記</p> <p>この申合せは、令和6年11月22日から実施し、改正後の旭川医科大学における大型設備の調達に係る仕様策定等に関する取扱要項の運</p>	<p>1 要項第2第2項に規定する委員会は、次に掲げる委員をもって構成するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>イ 供用部署の長又はこれに準ずる者</p> <p>ロ 供用部署以外の教授又は准教授のうちから 3人以上</p> <p>ハ 事務局次長, 課長, 課長補佐等のうちから 1人以上</p> <p>ニ その他学長が必要と認めた者</p> <p>(2) 上記以外の設備を調達する場合</p> <p>イ 供用部署の長又はこれに準ずる者</p> <p>ロ 供用部署以外の<u>教授又は准教授</u>のうちから 1人以上</p> <p>ハ 事務局次長, 課長, 課長補佐等のうちから 3人以上</p> <p>ニ その他学長が必要と認めた者</p> <p>2 (略)</p>

用に関する申合せは、令和 6 年 11 月 1 日から適用する。

【改正理由】

調達設備により、教員以外の専門的な知識を有する者が委員となるよう所要の改正を行うものである。